

再算定手続きについて

1. 再算定について

(1) 既収載品の価格の見直し

- ① 既存の機能区分の基準材料価格は、基本的に市場実勢価格加重平均値一定幅方式に基づき改定している。
- ② 上記①によらず、国内価格と外国平均価格を比較し、比較水準よりも高い機能区分については、外国価格参照制度に基づく再算定により改定している。

(2) 外国価格参照制度に基づく再算定の概要

- ・ 内外価格差を是正する観点から、平成 14 年度改定において外国価格参照による新規医療材料の価格調整及び再算定が導入された。
- ・ より効率的な再算定を行うため、対象区分は市場規模等にも配慮し選定することとし、平成 30 年度改定においては、142 区分を対象として、再算定の要件への該当性を検証する調査を実施している。
- ・ 既存の機能区分の材料価格については、市場実勢価格加重平均値一定幅方式により改定しているが、市場実勢価格の加重平均値が、外国平均価格の 1.3 倍以上である場合には、再算定への該当性を検討することとしている。
なお、直近 2 回の材料価格改定を通じて保険償還価格の下落率が 15%以内である場合には、外国の医療材料の国別の価格が 2 か国以上あり、そのうち最高の価格が最低の価格の 2.5 倍を上回る場合は、外国の医療材料の国別の価格のうち最高の価格を除いた価格を相加平均した額を外国平均価格とみなす。さらに、外国の医療材料の国別の価格が 3 か国以上あり、そのうち最高の価格がそれ以外の価格を相加平均した額の 1.8 倍を上回る場合は、最高の価格を、それ以外の価格を相加平均した額の 1.8 倍に相当する額とみなして各国の外国の医療材料の価格を相加平均した額を、外国平均価格とみなす。
- ・ また、今回の再算定ルールの見直しに伴って生じる影響の予見性を高め安定供給を確保する観点から、新たに今回の措置を行うことにより再算定を受ける機能区分の基準材料価格を段階的に引き下げる等の激変緩和措置を講ずることとする。

2. 平成 30 年度改定における対応（案）

概要

再算定の要件への該当性を検証した機能区分	142 区分
再算定対象となった機能区分（案）	26 区分

引き下げ率	25%（上限）	7 区分
引き下げ率	20%以上 25%未満	4 区分
引き下げ率	15%以上 20%未満	3 区分
引き下げ率	10%以上 15%未満	2 区分
引き下げ率	5%以上 10%未満	3 区分
引き下げ率	5%未満	7 区分

ただし、激変緩和と安定供給の観点から、次のいずれかに該当する区分については、段階的に引き下げを実施する。

- ① 15%以上価格が下落する区分（14 区分）（うち 5 区分は②も該当）
- ② 再算定ルールの見直しに伴って影響を受けた区分（6 区分）

<各期間における引き下げ幅>

	平成 30 年 4 月～	平成 31 年 1 月～	平成 31 年 4 月～
全体の引き下げ率に対する割合	2 割を引き下げ	更に 4 割を引き下げ	更に 4 割を引き下げ （全体の引き下げ）

<段階的引き下げの例>

価格下落率	平成 30 年 4 月～	平成 31 年 1 月～	平成 31 年 4 月～
25%下落する場合	5%引き下げ	15%引き下げ	25%引き下げ
20%下落する場合	4%引き下げ	12%引き下げ	20%引き下げ
15%下落する場合	3%引き下げ	9%引き下げ	15%引き下げ

(参考)

【平成 28 年度】

再算定の要件への該当性を検証した機能区分	150 区分
再算定対象となった機能区分	17 区分

引き下げ率	25% (上限)	1 区分
引き下げ率	20%以上 25%未満	4 区分
引き下げ率	15%以上 20%未満	4 区分
引き下げ率	10%以上 15%未満	2 区分
引き下げ率	5%以上 10%未満	2 区分
引き下げ率	5%未満	4 区分

ただし、激変緩和と安定供給の観点から、次のいずれかに該当する区分については、次の措置を講じる。

- ① 価格の引き下げ率が 15%以上である区分については、段階的に引き下げを実施
- ② 価格の引き下げ率が 15%以内である区分であって、再算定ルールの見直しに伴って影響を受けた区分については、引き下げ幅を 80/100 に緩和

【平成 26 年度】

再算定の要件への該当性を検証した機能区分	130 区分
再算定対象となった機能区分	39 区分

引き下げ率	25% (上限)	7 区分
引き下げ率	20%以上 25%未満	5 区分
引き下げ率	15%以上 20%未満	13 区分
引き下げ率	10%以上 15%未満	8 区分
引き下げ率	5%以上 10%未満	6 区分
引き下げ率	5%未満	0 区分

ただし、激変緩和と安定供給の観点から、次のいずれかに該当する区分については、段階的に引き下げを実施する。

- ① 15%以上価格が下落する区分
- ② 再算定ルールの見直しに伴って影響を受けた区分

【平成 24 年度】

再算定の要件への該当性を検証した機能区分	130 区分
再算定対象となった機能区分	35 区分

引き下げ率	25% (上限)	11 区分
引き下げ率	20%以上 25%未満	3 区分

引き下げ率	15%以上 20%未満	3 区分
引き下げ率	10%以上 15%未満	1 0 区分
引き下げ率	5%以上 10%未満	4 区分
引き下げ率	5%未満	4 区分

ただし、激変緩和と安定供給の観点から、次のいずれかに該当する区分については、段階的に引き下げを実施する。

① 15%以上価格が下落する区分

② 急激な為替変動への配慮を行う区分（※）

※ 急激な為替変動への配慮

（条件） ① 外貨ベースでの価格が下落していない

② 前回の平成22年度改定のレートでは1.5倍を超えない

③ 引き下げ幅が20%未満

（配慮の内容） ① 本来の引き下げ幅の80/100に緩和

② 段階的な引き下げを実施

【平成22年度】

再算定の要件への該当性を検証した機能区分 160 区分

再算定対象となった機能区分 17 区分

引き下げ率	25%（上限）	1 区分
引き下げ率	20%以上 25%未満	1 区分
引き下げ率	15%以上 20%未満	3 区分
引き下げ率	10%以上 15%未満	3 区分
引き下げ率	5%以上 10%未満	5 区分
引き下げ率	5%未満	4 区分

【平成20年度】

再算定の要件への該当性を検証した機能区分 150 区分

再算定対象となった機能区分 14 区分

引き下げ率	25%（上限）	3 区分
引き下げ率	20%以上 25%未満	3 区分
引き下げ率	15%以上 20%未満	1 区分
引き下げ率	10%以上 15%未満	2 区分
引き下げ率	5%以上 10%未満	3 区分
引き下げ率	5%未満	2 区分

機能区分	
029	吸引留置カテーテル (1) 能動吸引型 ④創部用 7 軟質型
034	胆道ステントセット (2) 自動装着システム付 ①永久留置型 7 カバ-あり
060	固定用内副子(スクリュー) (6) その他のスクリュー ②特殊型 イ 圧迫調整固定用・両端ねじ型 i 大腿骨頸部用
068	人工指関節用材料 (1) 人工手指関節用材料①人工手根中手関節用材料 イ 中手骨側材料
069	上肢再建用人工関節用材料 (3) 再建用尺骨側材料
076	固定用金属ビス (1) 創外固定器用 ①標準型
080	合成吸収性骨片接合材料 (5) 骨・軟部組織固定用アンカー
099	組織代用人工繊維布 (1) 心血管系用 ③心血管修復パッチ一般用
118	植込型除細動器用カテーテル電極 (1) 植込型除細動器用カテーテル電極(シングル)
122	人工弁輪 (2) 三尖弁用
122	人工弁輪 (3) 僧帽弁・三尖弁兼用
124	ディスポ-ザブル人工肺(膜型肺) (1) 体外循環型(リザ-ハ-機能あり)①一般用
124	ディスポ-ザブル人工肺(膜型肺) (2) 体外循環型(リザ-ハ-機能なし)①一般用
125	遠心式体外循環用血液ポンプ (2) 長期使用型
127	人工心肺回路 (6) 個別機能品 ⑤ラインフィルター
127	人工心肺回路 (6) 個別機能品 ⑦血液学的パラメ-ター測定用セル 7 標準型
133	血管内手術用カテーテル (1) 経皮的脳血管形成術用カテーテル ①先端閉鎖型
133	血管内手術用カテーテル (15) 頸動脈用ステントセット
134	人工血管 (1) 永久留置型 ①大血管用 7 分岐なし ii 特殊型
134	人工血管 (1) 永久留置型 ①大血管用 Ⅰ 腹大動脈分岐用 ii 特殊型
134	人工血管 (1) 永久留置型 ②小血管用 7 標準型 i 外部栓-トあり
143	網膜硝子体手術用材料
157	消化管用ステントセット (1) カバ-なし
163	膀胱尿管逆流症治療用注入材
180	陰圧創傷治療用カートリッジ
190	人工中耳用材料 ①人工中耳用インプラント